

重点風景地区

「加佐美神社地区」風景形成基準



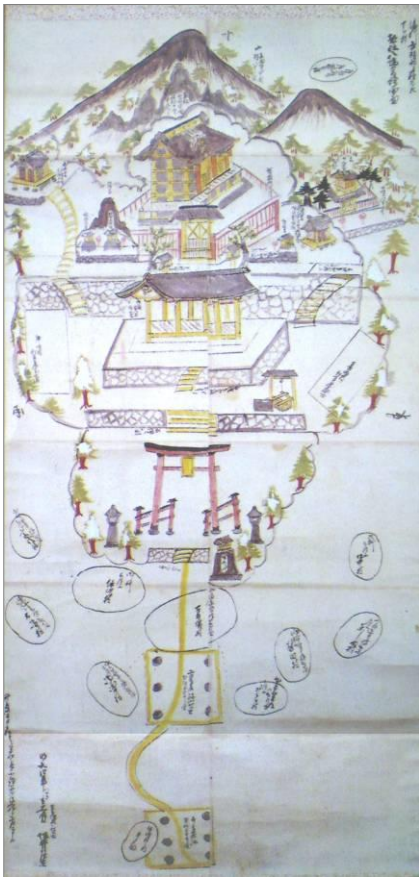
2008 各務原市

加佐美神社地区は神社周辺の歴史ある趣深い集落景観の保全と再生を図るため、平成 20 年 8 月に景観法に基づく地区独自の景観計画である「加佐美神社景観計画」を施行しました。

この冊子は加佐美神社景観計画の内容のうち、良好な景観の形成のための行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際にご活用下さい。

1 歴史と現状

◆ 歴史



八幡宮境内古地図 / 明和 4 (1767) 年
〔蘇原の歴史より / 蘇原の歴史刊行委員会発行〕

加佐美神社は歴史深い神社で、今から 1000 年余り前の平安時代に書かれた「延喜式」という書物にその名前が記載されていることから、時の朝廷から重要視されていたことが伺えます。

戦国時代になると、加佐美神社は八幡宮と呼ばれ、この神社の呼び名に由来して、神社裏手の加佐美山も八幡山と呼ばれました。この山には戦国時代の城として、八幡山城がありました。

八幡宮は明治維新後、加佐美神社の名にもどりました。現在の加佐美神社の本殿は江戸時代 (1687 年) に造営されたもので、神社には、かつて一ノ鳥居から三ノ鳥居までを社殿の南方に連ねていました。古い地図にはそれらの位置が示されていて、二ノ鳥居は蘇原中央通りとおがせ街道、三ノ鳥居は蘇原中央通りとさんでん寺通りの交差点付近にあったといわれています。



加佐美神社へ続く蘇原中央通り

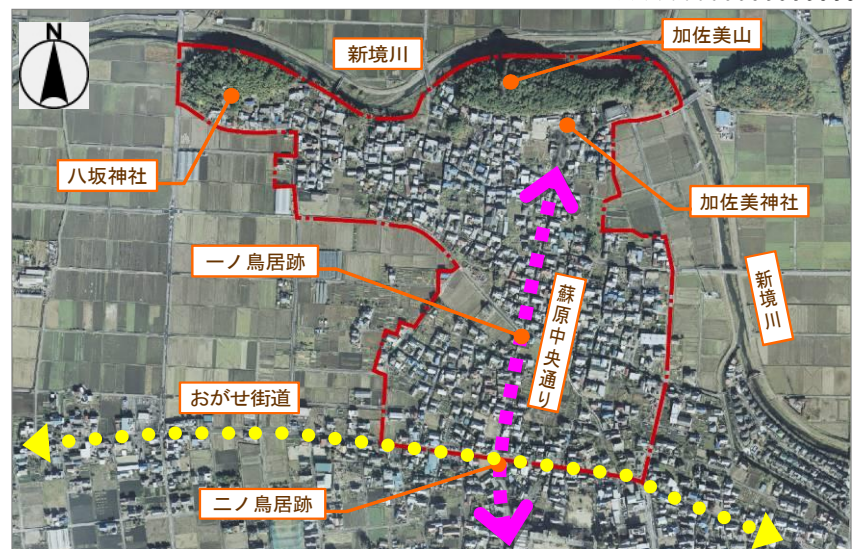


加佐美神社 参道

◆ 現状

加佐美神社地区は、神聖な加佐美山を背景に、加佐美神社から南へと伸びる参道には古くから人や物が集まる市場があり、その周辺に集落が形成されました。

現在でも亀甲積みの石垣や黑板塀のある道に面して門構えのある屋敷が立ち並び、神社を中心に繁栄した往時の町並みをとどめています。



現在の加佐美神社地区

◆ 風景づくりのテーマ

歴史深い趣のある集落景観の保全と再生

◆ 良好な景観形成に関する方針

加佐美神社周辺に多く残る、黒い板塀が連続する歴史深く、また趣ある集落景観は各務原市にとって非常に重要な景観資源です。景観的側面からも保全、再生を図るため、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

方針

- ・ 歴史深い社寺や緑豊かな田園、社寺林の保全と黒板塀が連続する個性的なまち並みの保全及び再生を図る。
- ・ 蘇原中央通りを参道として再生するため、修景整備や歩行者が安心して歩ける道づくりを目指す。
- ・ 歴史的な趣のある建造物は、景観法に基づく景観重要建造物に積極的に指定し、その保全を図る。

集落景観の保全イメージ

風景形成基準は建築物等の新築、改築等をする際のルールです。

加佐美神社周辺の歴史ある趣深い集落景観との調和に配慮した基準とすることにより、現在の優れた風景を保全し、次世代に受け継いでいくことを目指しています。

このようにルールを定めて、まち並みの再生を図る取組みは、他の地域でも行われています。



再生前



再生後

新潟県 村上市 黒塀再生プロジェクト

“安善小路を黒塀に”

新潟県村上市の小町地区にある通称「安善小路」では、地域住民の景観形成活動によって快適で趣ある小路の再生を進めています。

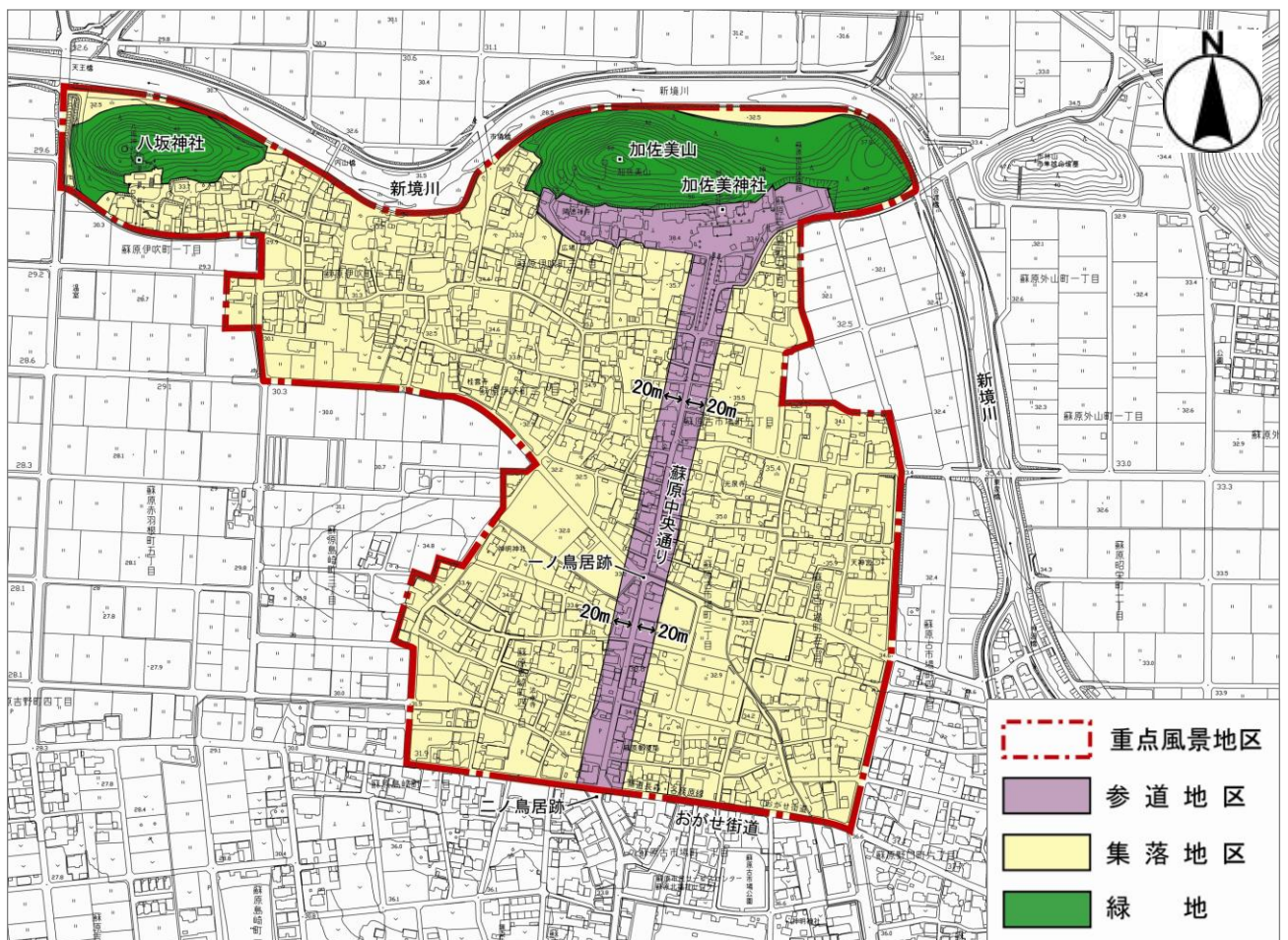
写真：村上広域情報誌 2001 提供

◆ 重点風景地区の範囲

加佐美神社地区の重点風景地区として指定するエリアは、集落の分布状況を考慮して下図に示す範囲とします。 ※ 加佐美神社景観計画で規定する景観計画区域と同一です。

なお、当該重点風景地区のエリアを、加佐美神社との連続性や土地利用の状況に応じて「参道地区」、「集落地区」、「緑地」の3つの地区に区分して風景形成基準を設定します。

- 参道地区 : 蘇原中央通りの道路境界より20mまでのエリア
- 集落地区 : 参道地区以外の集落地
- 緑地 : 新境川沿いの山林



◆ 風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、次項に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、改造や色彩を変更するような場合
- (2) 工作物・広告物等の新設や色彩を変更するような場合

※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。

※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例及び施行規則で規定します。詳しくはお問い合わせ下さい。

加佐美神社地区 風景形成基準

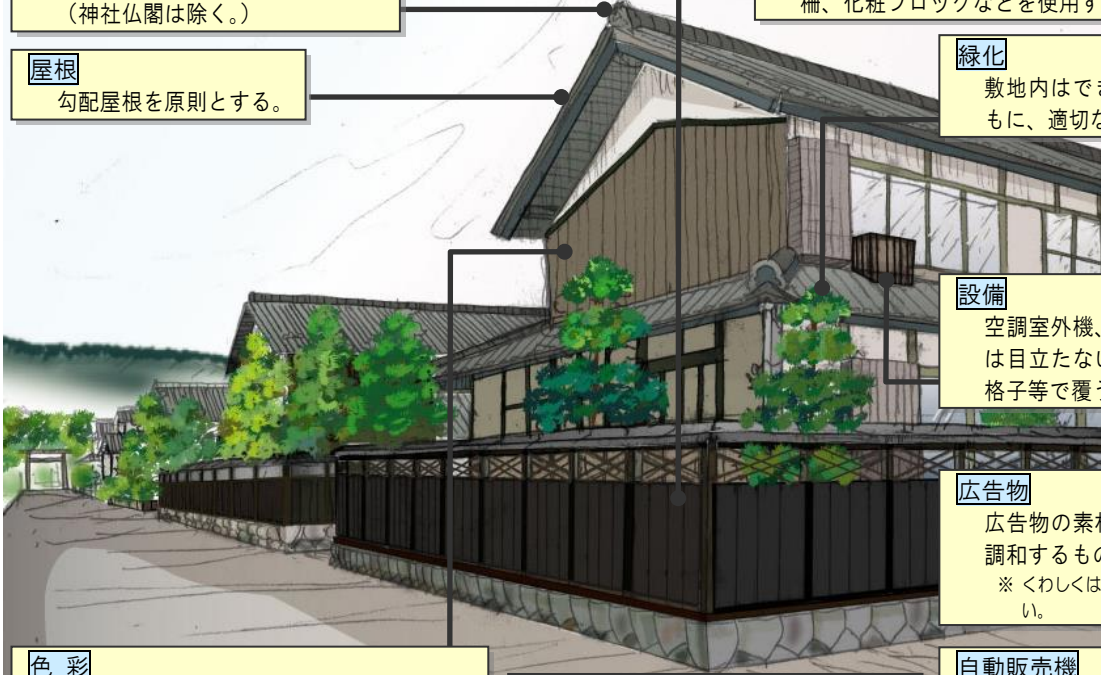
参道地区

高さ(最高限度)
10mとする。
(神社仏閣は除く。)

屋根
勾配屋根を原則とする。

垣・柵
垣・柵を設ける場合は歴史的な趣と調和する黒色の板塀とするよう努める。
板塀以外とする場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

緑化
敷地内ではできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。



設備
空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。

広告物
広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。
※くわしくは④風景形成基準の詳細をご覧ください。

色彩
外壁と屋根の色彩は歴史的な趣と調和する無彩色か落ち着いた色合いの低彩度色とする。
※くわしくは④風景形成基準の詳細をご覧ください。

駐車場
共同駐車場、貸し駐車場については、板塀や生垣等で囲うよう努める。

自動販売機
自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

集落地区



高さ(最高限度)、**屋根**、**色彩**、**垣・柵**、**緑化**、**駐車場**、**広告物**、**自動販売機**については、参道地区のルールと同じとする。
※ **設備**については適用除外とする。

緑地

歴史、文化の継承という観点から、貴重な社寺林や竹林を保全するよう努める。
建築物、工作物等の新築、新設、改築、増設は原則禁止とする。
(緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。)



※ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
 ※ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
 ※ 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。

4

風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

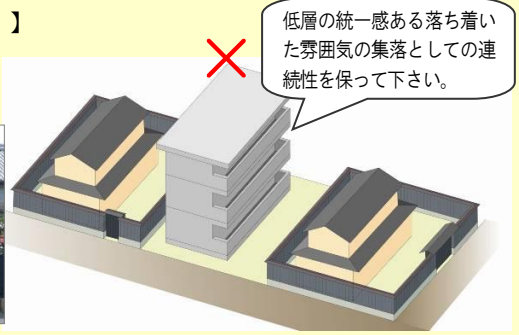
1 高さ（最高限度）

参道地区・集落地区 共通

10mとする。
(神社仏閣は除く。)

昔ながらの集落としての良好な住環境を維持するため、建物の高さは低く抑えて下さい。

【建築物の高さについて】



【高さ（最高限度）について】

- ・ 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- ・ 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

2 屋根

参道地区・集落地区 共通

勾配屋根を原則とする。(2寸~6.5寸)

地区内の建物の大半は勾配屋根となっており、屋みみが揃っています。
社寺等の歴史的な趣と調和するよう、勾配屋根とすると同時に、素材は和風感のあるものとして下さい。

【地区内に多く見られる伝統的な瓦屋根】



3 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

参道地区・集落地区 共通

外壁の色彩は歴史的な社寺等と調和するものとし、基調色は無彩色（明度不問）か落ち着いた色合い（5R以上5Y以下）の低明度から中明度（明度：8未満）で、低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。
アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。
屋根の色彩は周囲の里山からの眺望景観に配慮するものとし、無彩色か低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。

【無彩色を基調とした伝統的な家屋】



伝統的な日本家屋が多く残っており、歴史的な趣と調和するよう、外壁や屋根の色彩は、無彩色又はアースカラー（茶系色、自然素材色）などの落ち着いた色合いの低彩度色として下さい。

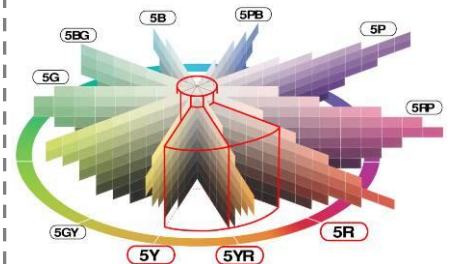
【外壁のベースカラーとして使用可能な色】

- 無彩色（明度不問）
- 有彩度色 色相：5R以上5Y以下
明度：8未満
彩度：4未満

無彩色の範囲



有彩度色の範囲



【色彩基準について】

- ・ 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

4 垣・柵

参道地区・集落地区 共通

垣・柵を設ける場合は歴史的な趣と調和する黒色の板塀とするよう努める。

板塀以外とする場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

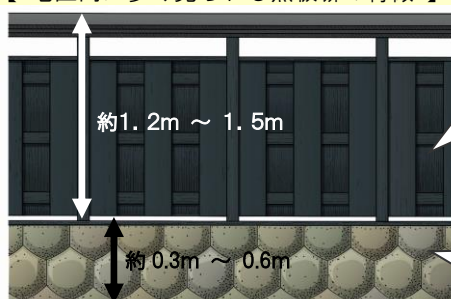


地区内には亀甲積みの石垣や黒板塀が多く見られ、風格あるまち並みを形成しています。現存する石垣及び板塀は保全し、新設する場合は、黒板塀の再生に努めて下さい。

板塀以外とする場合は、味気ない印象を与えるブロック塀等をむき出しにすることは避け、歴史的な趣と調和するような素材の使用や意匠の工夫に努め、落ち着いた色彩を用いて下さい。



【 地区内に多く見られる黒板塀の特徴 】



大和張りといわれる板を胴縁に交互に打ち付けた板塀が主流となっており、その佇まいは地区の歴史深さを物語っているようです。

石垣の基礎には玉石が用いられ、この地区と木曾川との連携が感じられます。

5 緑化

参道地区・集落地区 共通

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

緑が豊かなまち並みは日々の生活にうおいを与えるとともに、歴史的な趣も深みが増します。

庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めて下さい。

【 緑豊かなまち並みの事例 】



6 設備

参道地区

空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。

エアコン等の屋外設備が目立つと、落ち着いた景観の魅力が損なわれます。これらの設備を見えないところに設けるか、見えなくする工夫に努めて下さい。

【 修景された空調室外機の事例 】



7 駐車場

参道地区・集落地区 共通

共同駐車場、貸し駐車場については、板塀や生垣等で囲うよう努める。

歴史的な趣と緑豊かな周辺環境との調和に配慮して、駐車場についても修景に努めて下さい。

【 駐車場の修景事例 】



8

広告物

参道地区・**集落地区** 共通

共通事項 : 広告物の素材及び色彩は、歴史的な趣と調和するものとする。

広告物規制区域① : **下記②以外の区域**

新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計10㎡以下とする。

広告物規制区域② : **おがせ街道（一般県道：長森各務原線）道路境界より北側30mまでの区域**

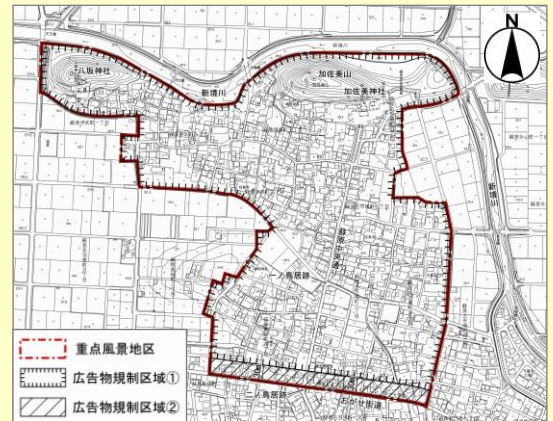
新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計30㎡以下とする。

新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で2㎡以下、合計4㎡以下で高さは5m以下とする。

広告物は設置状況によっては自然景観や歴史的なまち並み景観を阻害する要因になります。周辺環境との調和に十分に配慮して下さい。

【 歴史的な趣と調和する広告物の事例 】



9

自動販売機

参道地区・**集落地区** 共通

自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

自動販売機は利用者の確保のため、目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれます。機器の更新時には、景観に配慮した色彩に変更して下さい。

【 修景された自動販売機の事例 】



10

緑地

歴史、文化の継承という観点から、貴重な社寺林や竹林を保全するよう努める。

建築物、工作物等の新築、新設、改築、増築は原則禁止とする。

（緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。）

社寺の背後に位置する里山は、歴史的価値が高いことはもとより、ランドマーク（地域の象徴・目印として特徴をもつもの）にもなっています。受け継がれた景観を継承していくため、保全することが必要です。

【 八坂神社周辺の緑地 】



風景形成基準の適用除外について

- ・ 用途上又は構造上やむを得ないと認められたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 本景観計画の施行時に既存のものやすでに着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

●○ お問い合わせ ○●

各務原市 都市建設部 建築指導課
TEL : 058-383-1111 (代表)
市HP : <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
FAX : 058-383-6365
E-mail : keikan@city.kakamigahara.gifu.jp